

## 尾花沢市事業承継・雇用継続奨励金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、雇用と関連取引先を守るため、継続が困難な事業を承継する事業者には奨励金を交付します。

### 1 対象事業

- (1) 個人移住型 県外から尾花沢市内に移住し、個人事業主の事業を承継する場合
- (2) 法人譲受型 尾花沢市内に本社を置く中小企業等が市内の中小企業を承継する場合

### 2 対象者

- (1) 個人移住型 下記ア～エのすべてに該当する者
    - ア 令和2年7月3日時点で山形県外に居住している者
    - イ 令和3年2月26日までに尾花沢市内に移住した者
    - ウ 令和2年7月3日から令和3年2月26日までに個人事業主の事業を承継した者
    - エ 事業を承継した後、半年間雇用従業員数を維持する者
  - (2) 法人譲受型 下記ア～エのすべてに該当する者
    - ア 尾花沢市内に本社を置く中小企業又は市外企業の経営にたずさわる者でない者
    - イ 市内に本社を置く法人の事業を株式譲渡、事業譲渡、吸収又は合併等により譲り受け事業を承継する者
    - ウ 令和2年7月3日から令和3年2月26日までに事業の承継に関して最終合意した者
    - エ 事業を承継した後、半年間事業所の雇用従業員数を維持する者
- ※ 中小企業とは、中小企業基本法で定める「中小企業者」、「小規模事業者」とします。
- ※ 性風俗産業関連、暴力団に係るものは対象外です。

### 3 奨励金交付金額

- (1) 個人移住型 50万円
- (2) 法人譲受型 100万円

### 4 事業実施期間

令和2年7月3日（金）から令和3年2月26日（金）まで

### 5 申請手続

- (1) 申請相談・問合せ先  
尾花沢市商工観光課 企業振興室 TEL：0237-22-1111[内線 255]
  - (2) 申請期限  
令和3年2月26日（金）
- ※ 案件がある場合は、上記問い合わせ先まで事前にご相談ください。